

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)
当たるとの翌日

目 次

- ◇ 示 特別保護地区の指定（森林保全課）
- 休猟区の設定（〃）
- 銃猟禁止区域の設定（〃）
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（〃）

告 示

鳥取県告示第八百三十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十一条において準用する同令第二十条の規定により告示する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面 積
三徳山鳥獣保護区特別保護地区	三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇一〇、一〇一一一及び一〇一一二の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼、納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）	平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで	五五ヘクタール

鳥取県告示第八百三十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区域	存続期間	面積
雁津休猟区	鳥取市松原地内の県道鳥取鹿野倉吉線と県道矢矯松原線との交点を起点とし、同所から県道矢矯松原線を南西に進み、県道妙徳寺鹿野線に至り、同県道を南西に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至り、同境界を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成五年十一月一日から平成八年十月三十一日まで	一、〇三八ヘクタール
小畑休猟区	気高郡鹿野町大字末用地内の県道郡家鹿野気高線と町道紺屋町線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、林道鬼入道線に至り、同林道を南方に進み、千代川森林計画区の鹿野町に係る五林班と六林班との境界に至り、同境界を南東に進み、鹿野町と鳥取市との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取宮林署鷺峰山国有林に至り、同国有林と民有林との境界を北方、南西及び西方に進み、中国自然歩道に至り、同歩道を北方に進み、鷺峰山登山道に至り、同登山道を東方に進み、林	平成五年十一月一日から平成八年十月三十一日まで	六一〇ヘクタール
船岡休猟区	道小畑右奥線に至り、同林道を北東に進み、町道上町小畑線に至り、同町道を北東に進み、町道掘端線に至り、同町道を東方に進み、町道紺屋町線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成五年十一月一日から平成八年十月三十一日まで	一、二二六ヘクタール
土師西休猟区	八頭郡智頭町大字智頭地内の県道津山智頭八東線と国道五十三号との交点を起点とし、同所から同国道を南東及	平成五年十一月一日から平成八年十月三十一日まで	一、四二一ヘクタール

淀江休猟区	<p>に進み、町道清水奥線に至り、同町道を南西に進み、町道今坂谷線に至り、同町道を南方に進み、清水川に架かる永久橋に至り、同川を南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、倉吉管林署福原奥国有林五十四林班と小泉奥国有林五十七林班との境界に至り、同境界を北方に進み、倉吉管林署小泉奥国有林五十六林班と五十七林班との境界に至り、同境界を北方に進み、林道松平線に至り、同林道を東方、北方、西方及び北東に進み、町道小泉線に至り、同町道を北東に進み、町道野添一号線に至り、同町道を東方に進み、県道倉吉江府溝口線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成五年十一月一日から平成八年十月三十一日まで</p>	<p>二、〇九〇ヘクタール</p>
-------	--	--------------------------------	-------------------

溝口休猟区	<p>に進み、国道九号に至り、同国道を北東に進み、県道大山口停車場線に至り、同県道を南東及び北東に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成五年十一月一日から平成八年十月三十一日まで</p>	<p>一、四三〇ヘクタール</p>
-------	--	--------------------------------	-------------------

鳥取県告示第八百三十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において

準用する同令第二十六条の規定により告示する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面積
大平山銃猟 禁止区域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東郷町との境界との交点(地赤峠)を起点とし、同所から同県道を南西に進み、市道大平線に至り、同市道を北方に進み、市道倉吉駅裏線に至り、同市道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、上井長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、山道(通称山根越山道)に至り、同山道を北方に進み、鳥取女子短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西側境界線を北方に進み、福庭長谷農道に至り、同農道を北東に進み、大平農道に至り、同農道を南方に進み、倉吉市と東郷町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで	二二二ヘクタール

名 称	区 域	存続期間	面積
農大銃猟禁 止区域	東伯郡関金町大字大鳥居地内の町道仙隠線と県道下米積関金線との交点を起点とし、同所から同町道を西方に進み、町道朝千一号線に至り、同町道を北方に進み、町道朝千二号線に至り、同町道を北方に進み、関金町と倉吉市との境界に至り、同境界を北東に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで	一九ヘクタール
金谷銃猟禁 止区域	東伯郡関金町大字安歩地内の県道下米積関金線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、矢送川左岸に至り、同川左岸を西方に進み、農道(通称金谷農道)に至り、同農道を西方に進み、町道金谷線に至り、同町道を北東に進み、町道宮ノタワ線に至り、同町道を西方に進み、町道金谷向田線に至り、同町道を西方に進み、町道佐野通学線に至り、同町道を北方に進み、小鴨川左岸に至り、同川左岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで	三五ヘクタール

報国銃猟禁止区域

西伯郡中山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断一号線との交点を起点とし、同所から町道報国横断一号線を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約七百メートル進み、銃猟禁止区域の標柱に至り、同標柱から南東に約六〇メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界に至り、同境界を東方に進み、大管別荘分譲地内の道路に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に進み、大管別荘分譲地とその北側の畑との境界に至り、同所から畑と山林との境界の山道を西方に進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで
九一ヘクタール

鳥取県告示第八百三十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十條の規定により告示する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
鷲峰山鳥獣保護区	気高郡鹿野町に所在する鳥取営林署鷲峰山国有林の百一十一林班、百一十二林班、百一十五林班及び百一十六林班の区域並びに鳥取市に所在する鳥取営林署猪呼谷国有林の百一十三林班及び百一十四林班の区域	平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで	五九六ヘクタール
高鉢山鳥獣保護区	八頭郡佐治村に所在する鳥取営林署山王谷国有林の九十三林班及び九十四林班の区域並びに八頭森林計画区の佐治村に係る三十一林班のI小班並びに三十二林班のD小班及びE小班の区域	平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで	三〇二ヘクタール

三徳山鳥獣
保護区

東伯郡三朝町大字三徳地内の畠山神社の参道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、倉吉営林署三徳国有林七林班とその東側の民有林との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班のろ小班の南端に至り、同所から尾根づたいに南西に進み、倉吉営林署成谷国有林七林班のは小班の北端に至り、同所から同国有林とその東側の民有林との境界を南方に進み、同国有林七林班と六林班との境界に至り、同境界を南方に進み、倉吉営林署尼子国有林八林班と成谷国有林六林班との境界に至り、同境界を南東に進み、三徳山三角点(標高九百メートル)に至り、同所から倉吉営林署尼子国有林八林班のい一小班とい二小班との境界を南東に進み、同林班のい一小班とろ小班との境界に至り、同境界を南東に進み、同林班のとろ小班との境界に至り、同境界を南方に進み、中国電力貸電線敷いと同林班のとろ小班との境界に至り、同境界を南西に進み、同林班とその南側の民有林との境界に至り、同境界を北西に進

平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで

三七四へ
クタイトル

西郷野鳥愛
護林鳥獣保
護区

み、山道(通称神倉越山道)に至り、同山道を南西に進み、県道三朝中線に至り、同県道を北西に進み、通称大谷に架かる下小鹿橋に至り、同谷を北東に進み、山道(通称大石谷山道)に至り、同山道を北東に進み、通称本山頭に至り、同所から山道(通称旗谷頭山道)を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

倉吉市下余戸字後山九八一、九八一、九九、一〇一一、一〇一二、一〇二、一〇八三、一〇八五、一〇八七及び一〇八八並びに同市下余戸字大谷三二七三及び三二七四から三二七四八までの区域

平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで

一二へク
タイトル